

## 中国との比較にみる日本の障がい者スポーツの現状と提案

### *The Current State of Disabled Athletics in China and Japan: A comparative analysis of Japan's system*

石田 直章 *Naotaka Ishida*  
(人間発達学部教養部会)

#### 1. はじめに

筆者は、2003 年に「障害者スポーツの現状と発展への課題」と題する論文において、障がい者スポーツを「医療スポーツ」「競技スポーツ」「レクリエーション・スポーツ」に分け、其々の歴史と現状を紹介した<sup>1)</sup>。障がい者にとってこれら全ての領域におけるスポーツ活動が大切である事は言うまでもないが、中でも、世界の「競技スポーツ」としての障がい者スポーツの発展は目覚ましく、我が国においてもその支援の充実は喫緊の課題である。そもそも、障がい者スポーツという特別なカテゴリーは存在せず、どの競技種目でも僅かな工夫をする事によってスポーツを楽しめ、種目によっては健常者と競い合う事も可能な競技もある事を、筆者は紹介している<sup>2)</sup>。本年(2011 年)8 月に韓国テグ(Taegu)で開催された世界陸上競技選手権大会で、南アフリカのオスカー・ピストリウス(Oscar Leonard Carl Pistorius)が 400 m 走や 1600m リレーに正式に出場し、疾走した姿は記憶に新しい。また、筆者が関係するディスエイブル・パワーリフティング(ベンチプレス)の最高挙上重量も、健常者の記録を大きく上回っている(100Kg 超級の世界最高挙上重量は 310Kg)。これらの事実からも、健常者のスポーツ・障がい者のスポーツというカテゴリーの作り方が現在の実情にそぐわない状況である事も一方の真実であろう。

また、障がい者スポーツに対する科学的アプローチも次第に発展する様相を見せ、障がい者ヘルスフィットネス国際会議(International Symposium on Adapted Physical Activity: ISAPA)や国際障がい者ヘルスフィットネス連盟(International Federation of Adapted Physical Activity: IFAPA)あるいは、アジア障がい者体育・スポーツ学会(Asian Society for Adapted Physical Education and Exercise: ASAPE)などで提唱された Adapted Sport という考え方にに基づき、研究活動も進みつつある。そこに在る基本精神は、障がい者という概念や言葉を用いることなく誰もが参加できるスポーツという意味を込めて、Adapted Physical Activity: APA と呼ばれるものであり、この考え方は、Adapted Physical Education: APE の概念を発展させたものである<sup>3)</sup>。これらの例は、障がい者スポーツが将来的に健常者のスポーツに同化し、一体化した競技として発展していく事を予測させるものである。しかしながらその一方で、我が国に於いては、施設の不十分さや練習時間確保の難しさ等、競技生活遂行上に大きな支障が存在する事も事実である。1964

年の東京パラリンピックに始まった日本の障がい者スポーツは、僅か 50 年の間に素晴らしい発展を遂げた。しかしながらパラリンピックで金メダルを獲得できる選手を多数輩出するまでになった現在でもその困難は解消されてはいない。

本研究は、日本の障がい者スポーツの発展に向け、より良い環境づくりや支援体制づくりを進めるにあたり、近年急速に発展しつつある中国の実情を詳細に検討し、そこに在る玉石混淆の中から優秀な部分を抽出し、日本の障がい者スポーツ発展への基礎資料として提案する事を目的として行うものである。

## 2. 中国の障がい者

2006 年に行われた第 2 回全中国障がい者統計調査によれば、障がい者の数は全中国で約 8300 万人に上る事が公表されている<sup>4)</sup>。別の見方をすれば、この数値は国が認定している障がい者数と言う事も出来ようが、ともあれ、この数は統計上全人口の 6.34% に相当し、16 人に 1 人の割合で、また、5 家族に 1 人の割合で中国には障がい者が存在する事を示している。一方、我が国の障がい者数は 2005・2006 年度厚生労働省調査によると 720 万人であり（尤もこの数値も国が認めている障がい者の数であるが）、これを全人口と比較した割合で示すと約 6% に相当し、全国民数に対する割合は中国と大凡同じ数値を示している。つまり、国が障がい者が有ると認めている人数が、両国に於いてはほぼ同割合だけ存在している事になる。その意味からも、中国の施策を先行例として論構成を行う事は、両国間にある総人口の相違を考慮したとしても、重要な参考例と看做す事が可能であろう。しかしながら他方で、両国間には障がい者に対する取り組みや施策の違いが存在する事も見過ごす事が出来ない事実である。ここで、現在の中国の障がい者を取り巻く施策について、概観しておきたい。

### 2.1. 障がい者保障法からみた中国の障がい者

中国は、1949 年に現在の体制と成り、国の運営を政治・行政の主導によって行ってきたために法律を整備する作業は後回しになったという経緯がある。そうした背景の中、最初に障がい者について定められた法律は、1990 年 12 月 28 日に制定された「障がい者保障法」であろう<sup>5)</sup>。この法律の制定によって、それまで障がい者の權益を保障する法律の裏付けが無かった状態から、合法的に障がい者の權益を保障しなければならないという方向性が定められた。その結果、「障がい者保障法」の制定以後の「障がい者教育条例(1994 年)」や「障がい者就業条例(2007 年)」の制定へと繋がっていった。その後「障がい者保障法」は、2008 年に改正され、現在はその法に基づいて政策が施行されている。2008 年改正法では障がいの定義を、「障がい者とは、心理・生理・人体構造上、ある種の組織・機能が喪失しているかまたは不正常であり、正常な方法によってある種の活動に従事する能力の全部または一部を喪失している者を指す」と定め、第 2 条に於いて、「視力障がい・聴力障が

い・言語障がい・肢体障がい・知力障がい・精神障がい・重複障がいおよびその他の障がいを持つ者を含む」と、具体的に示している。この定義から類推されるように、中国では、障がいを「社会的な不利益」という面から捉える事が少なく、個人の能力・状態から判断する傾向が強い。つまり、中国では、障がい者を取り囲む社会の状況を、バリアフリーにして行こうという意識が我が国よりも低い傾向にあると考える。実際に中国の都市部を散見すると、障がい者に対するバリアフリー化は未だ進んでいない様子を目にする事も多い。また同法は、障がい者の権利について第3条に「障がい者は政治・経済・文化・社会および家庭生活等の分野においてその他の公民と平等の権利を享有する」と規定している。さらに第4条に「国家の責任については不変であり、国は障がい者に対して特別な扶助を与え、障がいの影響および外界の障壁を軽減または取り除き、障がい者の権利の実現を保障する」と定めている。これらの法律は、障がい者がスポーツを楽しむ環境を広く保障する前提と成っているものと考えられ、それに基づく様々な環境整備が急速に進んでいる事も理解できる。さらに同法は、障がい者が持つ権利として、第15条に「国家は障がい者がリハビリテーション・サービスを享有する権利を保障する」と明記し、この法に基づいて国や地方の関係部署は、障がい者がリハビリテーションを受ける事ができる環境の整備や措置を講ずる事が必要と成っている。後述するが、中国障がい者連盟（China Disabled Persons' Federation）の活動も、障がい者がリハビリテーションを受ける権利を保障する様に国に対して強く働きかけ、権利として勝ち取ってきた歴史も忘れてはならない。この事は一方で、社会全体のバリアフリー化よりも個人の機能回復を強く希求している様子を示した例として看做され、中国社会が持っている実態の一端を垣間見る様である。さらに「障がい者保障法」は、教育を受ける権利（第21条：受けるだけでなく、義務教育を終了できる様に支援する）や、労働する権利（第30条）、或いは文化的生活を享有する権利（第41条）を定め、これらに基づく具体的政策が進められている。バリアフリーの推進については、2008年に改訂された新たな条文において、単に「環境」と成っていたものを「バリアフリー環境」と書き改め、より具体的な内容を盛り込んでいる点を指摘したい。物理的バリアフリーの推進を「建築物・道路・交通機関等の新築・改築および増築は、国家の関連バリアフリー施設行程建設基準に符合しなければならない（第53条）」として義務化している。この条文によって、北京市が既に施行している「北京市バリアフリー施設建設・管理条例（2004年5月16日施行）」等は法的根拠を得る事となった。新たに中国高速鉄道の駅として建設された北京南駅では、車椅子使用者に不自由が生じないバリアフリー設備を整えており、今後造られる建築物ではバリアフリー化が次第に進んでいくものと思われる。さらに、国家試験の問題の点字化や電子化或いは職員による支援等、また公共サービス機構および公共の場に於ける音声・文字・手話・点字等、情報コミュニケーションのバリアフリー化も条文に盛り込まれた（第52条、第54条、第55条、第56条）。

## 2.2. 中国障がい者連盟 (China Disabled Persons' Federation) の活動と障がい者

CDPF は、1988 年に設立された様々な種類の障がいを持つ中国 8,300 万の人々のために組織された連合である。本部は北京に置かれており、約 8 万人の職員が全国のいたる所に在る傘下の組織で働いている。CDPF は、中国の全ての障がい者の正当な要求を代弁する役割を果たしている。その要求とは、障がい者に対する幅広く効果的なサービスの事であり、CDPF は障がい者に関連するこれらの業務を管理運営するために政府からの委嘱を受けている。その業務は人道主義に則り、障がい者からの正当な要求を取りまとめたり、障がい者が持っている多様な様態を統合したりするために献身的な活動を進めている。

### 2.2.1. 2006-2010 障がい者発展プログラム 5 年計画

公表されている、現在進行中の「2006-2010 障がい者発展プログラム 5 年計画 (Persons with Disabilities During the five-years Development Program Period 2006-2010) <sup>6)</sup>」の概要は付属資料に全訳して示した通りである。本連盟の要求に基づいて、前章に示した、現在の中国に在る種々の法令が制定されている事を窺い知ることが出来、本論文では、この事に直接的には触れないものの、大変興味の沸く、中国の政策策定の流れに注目していきたい。なお、このプログラムの中では、障がい者スポーツが重要な柱として位置付けられている。

まず、2001 年から 2005 年にかけて要求・実施された内容を概観したい。

障がい者が社会生活に参加するための、より調和のとれた環境作りとして、市民社会の多種多様な人々との接触を増やす事を基本政策として位置付けている。そのために必要なボランティア活動を幅広く市民に呼び掛けている。また、既存の社会的資源や文化の全般的な開放を要求し、改善する事に加えて、メディアに対する障がい者へのバリアフリー化、支援情報の提供なども要求している。障がい者支援サービスを提供するための基礎的な組織となる学校や施設を次の様な規模で確保している。すなわち、1,662 の特別支援学校、2,700 の特別支援教室、3,250 の職業訓練組織、3,048 の就職支援組織、19,000 以上のリハビリテーション組織や施設、そして 2,574 の障がい者のための合法的なサービス機関が全中国に存在している事を数値として明らかにしている。また、障がいの有る人たちが本を読むことが出来る図書館や部屋の設置も現在進めている。さらに、各省における障がい者政策の改善については、合計 642 万人の障がい者が種々のレベルでリハビリテーションを受けている事、約 60 万人の障がい者が職業訓練を受けている事、その結果として障がい者の就業率は増え続け 700 万人の農村部の障がい者が貧困から抜け出していることを報告している。また 516 万人の都市部ならびに農村部の明らかに貧困層であった障がい者が、安心できる基本的な生活を手に入れている事も報告している。さらには、障がい者スポーツに関して、第 12 回のパラリンピックの中国チームの成績について触れ、メダルの数と金メダルの数が両方とも第 1 位であった事が記載されている。障がい者スポーツのア

スリートが競技に向かって努力する姿を、「障がい者自身の絶えず努力し成功させていく活動が増加する事によって、彼らを貧困から抜け出させている」と評価し、障がい者の人生モデルの1つとして紹介している。他方、国際社会への参画については、障がい者の権利に関する国連条約の制定や、「第2回アジア・太平洋障がい者10年（2nd Asia-Pacific Decade of Disabled Persons）」を主催した。

2001年から2005年に渡る障がい者のための第10回5カ年計画の作業プログラムの全体としての成果について、「障がい者の基本的な生活の向上に影響し、彼らと同郷の仲間たちと同じ位の適度な豊かさをもたらす効果があった事を認めた」と記載している。しかしながら、障がい者の生活と平均的な社会の状況の間に隔たりがある事も認めている。障がい者のかなりの数は、未だ貧困で基本的な生活における必要事項が安定的に満足されていない状況にある。彼らは、リハビリテーションや教育、雇用における多くの困難と向き合っているのである。

### 2.2.2. 提案された政策と障がい者スポーツ

さらに、本プログラムでは、2006年から2010年までの政策の中心となる課題について、領域ごとに分けて詳細に提案している。9領域に分けられている提案の表題は以下の通りである。すなわち、

1. リハビリテーション (Rehabilitation)
2. 教育 (Education)
3. 雇用と社会保障 (Employment and Social Security)
4. 貧困軽減 (Poverty Alleviation)
5. 文化とスポーツ (Culture and Sports)
6. 社会環境 (Social Environment)
7. 権利と利益の保護 (Protection of Rights and Interests)
8. 情報管理 (Informationisation)
9. 組織の構築 (Organization Building)

というものである。詳細は付録資料を参考して頂きたい。ここでは、特に障がい者のスポーツに関する政策を検討するために、「5. 文化とスポーツ」の概要から、現在の中国における障がい者スポーツの現状を探りたい。文化とスポーツに関する提案は次の通りである。

障がい者の人生において、彼らが才能を示すことにより文化やスポーツが豊かになり活動的になる事は、障がい者を勇気付け、常に逆境や改善に向けて努力するために重要な意味を持っている。主となる公共の文化施設は、障がい者のためにサービスを提供し、人気のある大部分の文化活動が実施され、擁護され動員されるべきである。障がい者にとっての特別な芸術が開発され、才能のある個人が奨励される事が必要である。全国フィットネ

ス計画（Nationwide Fitness Plan）のためのガイドラインに沿って、障がい者が、彼らの身体を改善するためにスポーツ活動に参加できる様に組織化しなければならない。またパラリンピック競技で優勝するための計画が実行される事と、ホストを務める事を通して障がい者スポーツの競技会を増やすか、または主要な国内あるいは国際的な障がい者スポーツの行事に参加する機会を増やすべきである。主となる施策は次の様である。

- 1) 公共的な文化とスポーツの促進のために、施設は障がい者に割引率で特別なサービスを提供できる様に奨励すべきである。街に有る公共の図書館や読書室では、村や地域社会が障がいを持っている読者に対して本の貸し出しサービスを行うべきである。条件が許す場所においては、点字や録音図書を視覚障がいの読者のために利用可能にする必要がある。
- 2) 地域社会や街の障がい者の組織や特殊学校あるいは社会福祉機関は、異なるカテゴリーの障がい者に一致する特徴に合わせて文化、芸術、体力維持、レクリエーションを実行する事が必要である。
- 3) 様々なレベルの障がい者連盟は、スポーツや文化的活動に対する総合的なサービスの提供を、推進する施設内だけで考えずに、それを障がい者に開放して質の高いサービスを提供すべきである。文化とスポーツ活動は、郡レベルかそれよりも上位にある障がい者連盟によって行われる必要があり、草の根レベルの障がい者スポーツ・レクリエーションを活性化するために、スポーツ・レクリエーション活動の組織を基礎とする系統立った活動にすべきである。
- 4) 特別な芸術団体は、障がい者個人が、その才能を養うために活動し、また才能を表現する事ができる様な活動を進める事が必要である。第7回国立演劇祭は、視覚障がい者・聴覚障がい者・知的障がい者によって組織され、共同で運営され開催された。
- 5) パラリンピック活動（Paralympic activities）、スペシャルオリンピック活動（Special Olympics activities）、デフリンピック活動（Deaflympic activities）などの、障がい者のリハビリテーションと健康に対して有益であるスポーツ活動に、様々なカテゴリーの障がい者が、共通する種目に競技活動として参加する事を激励しなければならない。養護学校における体育やスポーツ活動の質を保障するための研究や、障がい者のために特別にデザインされたスポーツ器具の開発が行われており、さらにスポーツ科学の研究に対する努力が必要である。条件が許す場所では、スポーツ系の大学・短期大学や教員養成校あるいはスポーツ学校の余暇を使って、多くの才能のある障がい者を持った競技者を訓練すべきである。全国のフィットネス・プログラムは障がい者や施設の障がい者スポーツ活動のニーズに応じて、場所を提供する様に考慮に入れるべきである。
- 6) 障がい者のスポーツ活動の管理組織を設定し、改善する必要がある。全ての公共のスポーツ施設は障がい者に無料で開放されるべきである。各市（または県）において、

少なくとも1つの総合スポーツ施設が、障がい者のスポーツ・ニーズを満たす様に使える事が必要である。条件が許す場合には、総合スポーツ施設は障がい者の使用のみに設定すると良いであろう。また障がい者スポーツ推進のために、審判、クラス分けをする人（classifiers）、選手の選出やトレーニングに関わる人、障がい者競技のナショナルチームを管理し公平な運営をする人などが、安定したチーム造りに努めるべきである。クラス分けや教育、障がい者の安定雇用、保険、そして障がい者選手の表彰等は、その結果が、祖国の勝利を獲得することに繋がる様に、彼らの懸念を払拭し、動機付けが出来る様に運営すべきである。

- 7) 大変な努力をして、2007年第12回スペシャル・オリンピック夏季大会（The 12<sup>th</sup> Special Olympics World Summer Games in 2007）と2008年第13回パラリンピック大会（The 13<sup>th</sup> Paralympic Games in 2008）のホスト国となり、我々のスポーツ連盟によって、この2つのゲームで目立った成果を得る事ができた。2006年第4回スペシャル・オリンピック全国大会（The 4<sup>th</sup> National Special Olympics Games in 2006）、2010年の第5回大会（The 5<sup>th</sup> National Special Olympics Games in 2010）、2007年第7回全国障がい者スポーツ大会（The 7<sup>th</sup> National Games for Disabled Persons in 2007）は、良好に開催された。地域社会は、障がい者スポーツの保護と社会的支援の拡大に向かって広範囲に動員される必要がある。

以上、連盟の提案文章をそのまま提示した訳であるが、中国の障がい者スポーツの進捗状況を見ると、殆どがこの提案主旨に従って実施されている様である。例えば、7) に示された各国際大会についても、良好に運営され、世界に先んじるホスト国としての役割を多大に担っている事は記憶に新しい。さらに中国は2010年の第1回アジア・パラリンピック大会（The 1<sup>st</sup> Asian Paralympic Games Guanzhou in 2010）を成功させており、この提案主旨に沿った方向性は継続中である事が分かる。この大会には、日本からも223名の選手が参加し、筆者も役員として同行している。また、5) の提案主旨に則り、パラリンピック活動（Paralympic activities）やスペシャルオリンピック活動（Special Olympics activities）あるいは、デフリンピック活動（Deaflympic activities）等への参加とそこでの活躍を強く奨励していることも特徴的である。その具体的政策として、活動の質を保障するという名目で、様々な施設・学校等の既存施設を開放し、また、指導やボランティアへの参加を呼び掛けている。スポーツにおいて、その競技能力を高めるためには、練習時間の確保や練習場所の確保、適切な道具の確保などの環境整備が必須条件である。加えて、ボランティアの補助的支援者を含め、優れた指導者を養成する事も勝利への条件である。中国は、障がい者スポーツの選手たちの競技力向上に向けて、これらの条件を具体的に整備してきたし、現在も推進し続けている。筆者が訪ねた天津体育大学（Tianjin sports university）を例に、その実態の一部を紹介したい。天津体育大学は、国立の体育系総合大学である。筆者が訪問した時には、中国障がい者パワーリフティング連盟が、長期間の

合宿の最中であつた。練習機会と練習時間の保障という事からすれば、今回の合宿は1ヶ月間という短い期間であるが、2012年のロンドン・パラリンピックに向けた選手選考後には、180日間の長期合宿を予定しているとの事であつた。2011年の夏合宿として行われていた今回のナショナルチームの合宿には、約30名の男女選手が全中国から参加していた。天津体育大学の学生寮を宿泊施設として使用し、障がい者パワーリフティングの正式な設備で埋め尽くされた別棟の平屋の建物内でトレーニングが行われていた。彼らは、ここを、天津トレーニング基地 (Tianjin training base) と呼び、その他にも合宿が可能な基地を持っているとの事であつた。図1は、トレーニング基地の様子である。



図1 天津体育大学の中にある中国障がい者パワーリフティング連盟のトレーニング基地 (Tianjin training base)

このトレーニング室には、常設の障がい者用ベンチプレス台が9台、その他ショルダープレス・マシン、ディップス・マシン、チェストプレス・マシン、フライ・マシンが各1台ずつ設置してあつた。また、天津体育大学は、パラリンピック競技だけでなく、オリンピック競技種目を統括する連盟の基地でもある。公共の施設・学校は、この例にもみられる様に、学生の使用と矛盾が発生しない限りにおいて、最大限利用されているとの事であつた。

### 3. 中国の障がい者スポーツの歴史と運営する組織

中華人民共和国 (People's Republic of China) が創立される以前は、中国の障がい者スポーツは空白期間であつた。実質的な発展は、新しい中国が建国されて以後、特に改革に向けた計画がスタートした1978年以後の事である。障がい者スポーツが最初に始動

したのは北京、天津、そして南東部の沿岸に近い経済的に発展した地域であった。当時の活動では、社会福祉施設において、身体操作を伴う動き（体操）や卓球、バスケットボール、そして綱引きが評判がよく、実際に行われていた様である。1980年代の当初、陸上競技や水泳、卓球、バスケットボールなどを競技種目とする聴覚障がい者の大会が始められ、1983年10月には北京で全国大会が開催された。この時には、省（Province）の身体文化とスポーツ委員会（State Physical Culture and Sports Commission）、内務省（Ministry of Civil Affairs）、労働者人事担当省（Ministry of Labor and Personnel）、教育省（Ministry of Education）、厚生省（Ministry of Public Health）、中国赤十字協会（Red Cross Society of China）、全中国貿易組合連合（All-China Federation of Trade Unions）、中国共産党青年同盟中央委員会（Central Committee of Communist Youth League of China）、中国視覚・聴覚障がい者協会（China Association for the Blind and Deaf）を含む、9つの省組織によって、全国障がい者スポーツ学会の会員と競技者が一緒に成って集められた。そして10月23日に中国障がい者スポーツ協会（China Sports Association for Disabled）が創始された。創設されて以後の実質的な成功は、パラリンピック運動（Paralympic Movement）の発展によって創られた。今では、200万人以上の障がいのあるアマチュア競技者とパラリンピック・スポーツに関係する150万人の競技者が存在している。1984年に7つの連邦から成る第1回全国障がい者スポーツ大会が行われた。それに加えて、中国は7回に渡る極東・環太平洋障がい者競技会（Far East and South Pacific Games for the Disabled : FESPIC Games）に参加し、総金メダル数が、第4回から9回大会までの6回に渡り全て1位であった。

国際オリンピック委員会（International Olympic Committee : IOC）は、1979年に、中国オリンピック委員会（China Olympic Committee）を、中華人民共和国を代表する単独の合法的な組織として創設し、中国はオリンピックファミリーへ戻ってきた。1984年に中国はIPCに加盟し、正式会員としての権利を得た。同年、中国は第7回の夏のパラリンピック大会に参加し、金メダルが無しという現実を体験した。その後、第8回から第12回のパラリンピック大会において、415名が参加し、金メダル143個、銀メダル118個、銅メダル85個という成績を収めた。

1978年の改革政策が採られて以後、外側に向けた改善が始まった。中国は1983年にパラリンピック運動を創り出し、実質的な成功を収めた。中国身体障がい者スポーツ協会（China Sports Association for the Physically Disabled）が、障がい者スポーツの急速な発展の要請に応じて設立された。1991年7月26日に、障がい者を保護する中華人民共和国の法律が公布された後に、この連盟は中国障がい者スポーツ協会（China Sports Association for the Disabled）と改名された。さらに2007年7月11日に内務省の承認を得て、中国パラリンピック連盟（National Paralympic Committee of China）として登録された。

中国の障がい者スポーツのさらなる発展に応ずるために、中国障がい者連盟（China Disabled Persons' Federation : CDPF）の管理の下、1993年に州議会の承認を得て、中

国障がい者スポーツ協会 (China Sports Association for the Disabled : CSAD) が設立された。それ以前には、国家身体文化・スポーツ委員会 (State Physical Culture and Sports Federation 現在は General Administration of Sport) と全中国スポーツ協会 (All-China Sports Federation) が、障がい者スポーツの発展にとって大変重要な役割を果たしていた。この委員会は、障がい者スポーツの各種競技団体を認可し、試合を開催する事にも関わりを持つ事で障がい者スポーツの発展を支えてきた。1993年に障がい者スポーツの管理が CDPF に移行して以後、連盟は政府組織から多くの援助を得て、競技スポーツ以外の種目 (エリートスポーツマンではない人々) の障がい者スポーツに対しても指導をする事となり、また、大きな国際大会を運営する様にもなった。記憶に新しいのは、2008年の北京パラリンピック大会である。

CDPF は、2003年に以下に記す役割を持った中国障がい者スポーツセンター (China Administration of Sports for Persons with Disabilities : CASPD) を設立した。センターが担う機能については次の如くである。すなわち、

- ・障がい者スポーツ全体に渡る詳細なマネージメントとガイダンスに関する事
- ・障がい者の体力作りやリハビリテーションを含めた活動組織を構成したり動員する事によってその活動を実行していく事
- ・トレーニングや競技会等の国際的な行事に参加する中国の選手団を組織し、管理運営する事
- ・地方や国際的なレベルの大会や、テクニカル・セミナーを組織し運営する事
- ・地方レベルの障がい者スポーツの発展に向けてガイダンスとコーディネートを行う事
- ・国立障がい者トレーニングセンターの管理運営に関する事

等である。CDPF に関しては、次章で詳しく紹介する。

2011年現在、中国は、CDPF に比べれば規模は小さいものの、全国に 17 か所の障がい者スポーツセンターを持っている。CDPF はその中心となる役割を担い、各施設と密接な連絡・関係をとって運営されている。さらに、CDPF は各競技団体を統括する役割を担っているので、年間予算の配分の決定や、国際大会への引率ならびにマネージメントを業務として行っている。センター内には、6名の管理主任 (Chief manager) が勤務しており、其々の管理主任が 1～5 競技団体の活動を支援・管理している。其々の管理主任が部署ごとに異なる競技種目を運営する職員を統括している。Team1 は陸上競技、Team2 は水泳と自転車競技、Team3 は卓球、サッカー、バドミントン、Team4 はパワーリフティング、車椅子ダンス、柔道、シッティング・バレーボール、冬季スポーツ全般、Team5 はゴールボール、バスケットボール、車椅子ラグビー、ボッチャ、Team6 は射撃、フェンシング、アーチェリーなどを主として統括している。この 6名の管理主任は全員 30代の青年である事が中国の活力を象徴している様に思える。一方、各競技団体は、内部に監督、コーチ、マネージャーを抱え、監督とコーチは兼任の場合もあるようだ。例えば中国障がい者パワーリフ

ティング連盟の場合には、国際試合に参戦する時にはコーチと監督は兼任である。日常の活動には、ナショナル・コーチ1名、ローカル・コーチ17名によって各省と中央の関係がとられ、うまく相互に連動して運営されている。国際試合の場合には、ナショナル・コーチ1名に加えてローカル・コーチ2～4名（大会の参加規模によってローカル・コーチから選出されるコーチの数が決まるそうである）がチームとして選手をサポートするのである。

#### 4. 中国障がい者スポーツセンターについて

中国障がい者スポーツセンター（以下 CASPD）は、2003年8月に中国障がい者連盟の附属機関として、利潤を上げる事とは無関係な施設として設立された。筆者は、2011年8月に CASPD に出向き、以前からの共同研究者である Mr. Mozarbare Rahman (Deputy Manager, Sports Management Team4) に面会し本施設の概要を詳細に知る事が出来たので以下に記す。

CASPD の建物は、設立以後、2007年に増改築を行い現在の状態に至っている。この施設は、国レベルの障がい者スポーツ競技会を実施したり、選手の登録作業や classification ならびに障がい者スポーツに関する研究、或いは anti-doping 活動に関する作業等を行っている。また、中国の障がい者スポーツ・トレーニングセンター（China Disability Sports Training Center : CDSTC）の管理運営も行っている。さらには、各競技団体の合宿やトレーニング、競技会の開催等の活動を専門的な組織を持って実施している。CDSTC は2007年6月に開設され、国内だけでなく広く海外からも障がい者スポーツ競技団体の受け入れを行うために、完全なバリアフリーに成っており、また専門性の高い施設として、中央政府によって特別に設立されたものである。その施設は、様々な要求に応えることが可能な様に複合的に用意されており、例えば、専門的な競技種目の練習や競技が行えるように、設備や食事を個人の障がいに合わせて用意することも、団体のために用意する事も可能になっている。それだけでなく、体力作りや、お持てなし (entertainment) のための施設やレクリエーション、セミナー・研究会・学会等といった会議・講演会の会場や体力テストの実施とその分析等々、幅広く行う事が出来る設備を備えている。

CASPD 全体の面積は、238,235m<sup>2</sup>であり、また建物の床面積は72,382m<sup>2</sup>という広大な施設である。この中には、競技者のための宿泊棟や研究棟、総合スポーツトレーニングジム、水泳用のプール、ゴールボール・ホール、屋内陸上競技場、筋力強化棟、テニスコート、観覧席を持った屋外陸上競技場、サッカー場、アーチェリー場、自転車競技場さらには、厚生施設として釣り堀などを備えている。

創設以来、CASPD は国内の障がい者スポーツの管理運営を担当し、2004年のアテネ・パラリンピックを始めとして2006年のクアラルンプールに於ける FESPIC、2007年の上海 Special Olympic Game、そして2010年の広州アジアパラリンピック等に選手団を派遣する役割を担ってきた。そして、競技団体の合宿や競技会、トレーニング、para sports

の交流活動、deaf sports や special Olympic sports 等、全ての障がい者が行う事が出来るスポーツ活動を支援してきた。CDSTC と CASPD は、2010 年の 4 月にアジアパラリンピック連盟 (Asian Paralympic Committee : APC) から最初の APC トレーニングセンターとして任命され、その前後には、障がい者スポーツに関係する数多くの中国選手権や地方大会、或いは国際大会を企画運営し成功させてきた。現在も継続的に多くの競技会や学会、研究会を開催し精力的に活動を続けている。

ここで、其々の施設・建物毎にその役割と機能を概観する事にする。

#### 4.1. 総合スポーツ会館 (Multi-sports Gym)

図 2 は、総合スポーツ会館の建物の正面を斜め横から映したものである。中は専門性によって 6 部門に分かれている巨大な総合施設である。建物の総面積は  $14,778.7\text{m}^2$  に及び、卓球、バドミントン、スカッシュ、バスケットボール、バレーボール、パワーリフティング、柔道、フェンシング、車椅子ラグビー、ボッチャー及び bocce など様々な障がい者スポーツ競技を行う事が出来るようになっている。其々のスポーツホールは、専門の器具を備え、更衣室やシャワールームが設置されている。その他にも技術分析のための部屋やその他関連する測定装置が置かれている。



図 2 総合スポーツ会館 (Multi-sports Gym) の外観

卓球場は、 $64.0\text{m} \times 142.0\text{m}$ 、高さ  $10.5\text{m}$  で、床面積  $2,726\text{m}^2$  の総木張のフロアを持っている (図 3)。床面積は、更衣室や器具庫の面積を含んでいる。通常は、卓球台を全て

並べてある訳ではなく多目的に使用されている様である。このホールでは、その他にも多数の競技会が開催されており、2010年には、第6回香港車椅子ダンス競技会（the6<sup>th</sup> Hong Kong Wheelchair Dance Sport Festival）、2010年男子シッティング・バレーボール・アジア競技会（2010 Men's Sitting Volleyball Asia Club Cup）、2010年国際障がい者卓球連盟中国オープン選手権大会（2010 ITTF Para Table Tennis China Open）などが行われ、2011年にも、2011年国際障がい者卓球連盟中国オープン選手権大会（2011 ITTF Para Table Tennis China Open）が7月に開催され、日本からも選手が参加して実施されたばかりである。



図3 Multi-sports Gym 中の卓球場  
観覧席が常設されている

バスケットボール場と車椅子ラグビー場は、共に 50.4m×40.0m、高さ 10.5m で床面積 2,027m<sup>2</sup> の同じ大きさを持つホールである。これは、バスケットボール場で言えば、コート 2 面を有する大きさであり、400 席の観覧席が用意されている。この会場では 2007 年に、東アジア車椅子バスケットボール選手権を開催したそうである。筆者が尋ねた際には、「第 1 回全中国盲学校縄跳び競技会」という CASPD が考案した大会を開催する会場として使用していた（図 4）。また車椅子ラグビー場も同様に 2 面のコートがとれる大きさがあり、しばしばバスケットボールや他の競技会の補助的な部屋としても使用されている。またこの部屋の壁には、ウォールクライミング用の設備も設置されていた。



図 4 Basketball Hall を使って行われていた「全中国盲学校縄跳び競技大会」の開会式の様子

柔道場は、37.8m×21.0m、高さ 7.0m であり、床面積は 2,726m<sup>2</sup> の広さを持つホールである。床はプラスチック製で、同室に 2 面のスカッシュコートと併設している。通常は畳を敷く事が少なく、様々な用途に使用されている。筆者が訪れた時には図 5 の様にバドミントンコートが設置され、職員が昼の休み時間にバドミントンを楽しんでいた。



図 5 柔道場の様子

柔道の練習・試合が無い時にはこの様にバドミントン場としても使用している

パワーリフティング場は、42.0m×28.0m、高さ7.0mであり、床面積は1,226m<sup>2</sup>の広さを持っている。ホールには、試合用の舞台が設置され、マルチメディアの器具が充実していた。通常は練習所として用いられている訳ではなく、様々なイベントの事前会議や、学会、フォーラム等に使用されている。椅子が800席用意可能な中型のホールである（図6）。



図6 パワーリフティング場の様子

試合会場として使われない時には、他の競技会の打ち合わせ等に使われている。

フェンシング場は、36.0m×34.0m、高さ7.0mであり、床面積は1,255m<sup>2</sup>の広さを持ち、床は専用の木のフローアを使用している。20組の車椅子フェンシングの試合が組めるように用意されている。その他にも、障がい者ハンドボールや、ボッチャ、bocce等の試合や練習に対応できるような設備を持っている。

#### 4.2. 水泳館（Natatorium）

水泳館は、50mと25mの屋内プールを持つ水泳競技専門の施設である。その専有面積は、天井までの高さが9.5m、床面積は5,330.5m<sup>2</sup>である。プールの大きさは、50mプールは深さ2.0mで、50.0m×25.0mで10コース設置されていた（図7）。また25mプールは、深さ1.35m-1.65mで、25.0m×15.0mで6コースが設けられていた。その他にも、2つのマッサージ用プールと、シャワールームを兼ね備えた更衣室や、技術分析のための部屋を併設している。プールの水温は年間を通して26℃に、また室温は28℃に設定されている。OMEGAの電子時計を含め、LEDスクリーンによる電光掲示板や直接的に選手

のフォームを確認したり、ビデオ撮影をしたりする事が可能な部屋が設備として用意されていた。年間を通して数多くの国内障がい者水泳大会が行われるのに加え、諸外国からの水泳合宿の受け入れを行っている。



図7 屋内プール (50m 9 コース) 奥に見えるのは 25m プールである

#### 4.3. Goalball Hall

CDSPD は、日本では殆ど見る事が出来ない Goalball 専門の建物を持っている。その床面積は  $2,357\text{m}^2$  有り天井までの高さは  $7.5\text{m}$  である。中には、一つの大きさが  $32.0\text{m} \times 19.0\text{m}$  の2つの Goalball コートが2面常設されていた (図8)。その他の併設施設として、更衣室、シャワー室や技術分析を設置している。コートは、写真でも分かるように、幅  $22\text{mm}$  の細めの特別な木製床を使用し、壁にも特別な吸音材を周り一面に用いることで視覚障がいの選手間の音に頼った交流を邪魔しないように配慮した構造になっている。この施設はまた、卓球やバドミントン、ビリヤード、ボッチャやパワーリフティング等の練習場としても使用できる様に成っている。さらに、図9に示したように、併設された部屋には中国の障がい者スポーツ発展の歴史を全て記録した記念室が設けられていた。過去に様々な国際大会で活躍した多くの選手の顔写真と経歴が誇らしげに展示してある様子は、CDSPD の自信の表れの様であった。



図8 Goalball 専用コート  
Goalball Hall には2面設置されていた



図9 中国障がい者スポーツ記録館  
活躍した全ての競技の全ての選手が紹介されている

#### 4.4. 屋内陸上競技場とトレーニング・ジム (Athletics and Strength Gym)

この施設 (体育館) は、11,548.7m<sup>2</sup> という広大な面積を持つ屋内陸上競技練習場である。屋内の高さが 9.5m あるので、とても広く感じた (図 10)。また、多くの筋力強化用トレーニング・マシンと有酸素運動用マシンを備えたジムを併設している (図 11)。加えて、スポーツ科学研究室 (Sports scientific research laboratory) を持ち、非常勤の研究者が多数出入りしている。筆者が訪ねた時には、天津医科大学から運動生理学専攻の大学院生が研究のために訪れていた。

屋内陸上競技場は、床面積が 7,900m<sup>2</sup> で、1 週 200m、6 コースの競技用トラックがあり、そのレーンはイタリア製の薄い (厚さ 13mm) latex によってコーティングされている。また 60m の直線トラックや高跳び、幅跳びのフィールドも有している。全ての施設は、IAAF の規定・基準に従って建設されている。その他の設備として、更衣室やシャワー室、技術分析室等も稼動していた。

トレーニング・ジムは、厚さ 22mm の特別な木の床を用いて構築された広さ 770m<sup>2</sup> の施設である。トレッドミルや自転車エルゴメータ、その他総合的なトレーニング・フィットネス・マシンが所狭しと数多く並んでいた。ジムに入りきらなかったのか、大型のトレーニング・マシンが、屋内陸上競技場のコースの脇に数台設置されていたのは印象的であった。数多くの屋内陸上競技会やトレーニングセッション等スポーツに関するあらゆる種類の催し物がこの施設で行われるそうである。

研究室は、最新の測定用装置や精密機器を備えている。具体的な測定装置としては、乳酸値測定機、モナーク社製エルゴメータ、アイソキネティック測定用機、床反力計、重心動揺計等である。これらの機器を用いて、障がい者スポーツの競技者 (特にチャンピオン等) を対象とし、身体能力や運動特性について精力的に研究を進めているとの事であった。さらには、競技者に対する科学的アドバイスや怪我の理学療法的治療並びに身体のリハビリテーションも行っており、その専門スタッフも勤務していた。



図 10 屋内陸上競技場 幅跳び・高跳び用の施設も有る



図11 トレーニング・ジム

広大な面積を持ち、車椅子でも利用可能なトレーニング・マシンも設置してある

#### 4.5. 屋内テニス場 (Tennis Hall)

このホールは、カナダの技術を用いて建設された、屋内の空気による圧力で造り出された3,256m<sup>2</sup>、高さ10mという大きさ持つ屋内テニスコートである(図12)。中には4面のテニスコートがあり、周りには200席の観覧席が設置されている。この施設は、車椅子テニスの選手だけではなく、健常者の選手にも使用可能な施設として稼動している。



図12 屋内テニス場の外観

#### 4.6. 陸上競技場 (Athletic Field)

陸上競技場は、図 13 に示したように、合成樹脂で表面加工した 8 レーンの 400m トラックと、その他のフィールド競技用の設備を備え、敷地面積は凡そ 17,000m<sup>2</sup> である。これらの全ての競技施設は IAAF の標準規格を満たしている。観覧席は 700 名の観客を収容可能な大きさを有し、フィールドの西側に設置されている。全中国障がい者陸上競技大会は凡そ 1000 名の参加者によって競い合わせ、その他にも多くの陸上競技練習会や講習会、競技会がこの陸上競技場において開催される。筆者が訪れた時には、合宿中の上肢障がい者のグループが早朝から集合し、トラックをジョギングしていた。



図 13 陸上競技場 宿舍の 3 階から見た陸上競技場の様子  
遠方に見えるのは自転車競技場である

#### 4.7. 自転車競技場 (Velodrome)

コースの上だけがカバーに覆われた 1 周 250m 幅 8m の自転車コースを持つ施設である。最小傾斜角が 13 度、最大傾斜角は 45 度というコースである。最適な車速は 85km/hour との事である。数多くの国内障がい者自転車競技大会 (national para-cycling competition) や練習会がここで行われている。また、オリンピック自転車競技の大会や練習会もこの施設を使用して開催されているとの事である。図 14 はリンク中央部からバンクを見た様子である。



図 14 自転車競技場

パラリンピック選手だけでなく、オリンピック選手もここで練習している

#### 4.8. サッカー場 (Football Fields)

サッカー場は2面設置されており、其々標準の面積(68m×105m)を持つ公認の施設である(図15)。その1つは天然の芝生で造られており、それを維持するために灌流式の散水装置が設置され、筆者が見学した際にも整備に余念が無く、常に最善の状態を維持する事が大事だと担当者は述べていた。また、他の1つのサッカー場は、面積8,350m<sup>2</sup>の人工芝のピッチを持っている。人工芝の高さは50mmに揃えられ、ボールが弾む速度や角度等が限りなく自然の芝に近い感触を選手たちが受けるように配慮されている。両方のフィールドは、中国ナショナル・チーム(5人制・7人制サッカーや聾者のサッカー)のトレーニング基地として、数多く使用されて来た。さらには、この施設についても、アマチュアのサッカーチームの連盟やその選手たちに開放しており、申請すれば誰でも使用が可能なのだと説明を受けた。



図 15 天然芝と人工芝が敷き詰められたサッカー場(2面)

#### 4.9. アーチェリー場 (Archery Ranges)

アーチェリー場は2つのレンジ (Ranges) を持っている。その1つは男性用 (Range A, 8tracks) として使用され、8,316m<sup>2</sup>の面積が有る。他の1つは女性用 (Range B, 6tracks) として使用され、7,014m<sup>2</sup>の広さである。両方共に天然芝である。また入場用の入り口や待機場等、試合に必要な施設は全て揃っている。図 16 は、アーチェリー場を外側から見た写真である。



図 16 アーチェリー場  
男性用が 8tracks、女性用が 6tracks の 2 面である

#### 4.10. 屋外テニスコート (Outdoor Tennis Courts)

照明灯付きのオールウェザーのテニスコートが5面設置されている (図 17)。照明は影に濃淡が出来難い様に配慮され、各コートの両側から均等に照らす様に設定されていた。このコートは、車椅子テニス競技に使用されるだけでなく、健常者のテニスの試合でも使用しており、多くの練習会も開催されるとの事である。



図 17 屋外テニスコート  
フェンスに依って独立した5面のコートを有している

#### 4.11. 宿泊施設 (Accommodation)

CASPD の敷地内には、障がい者スポーツに関わる選手やコーチ或いは研究者等が宿泊するための7階建ての宿泊棟が在る。この宿泊棟は全部で282の部屋数に580のベッドが用意されている。部屋の用途によって、228のダブルベッドの部屋と20部屋のsuitesと12部屋のtriples(3ベッド)が用意されている。各部屋は全ての障がい者に対応できるようにバリアフリー設計になっており、設備もバリアフリー仕様である。図18は、筆者が宿泊したsuites(寝室、居間、浴室等が一揃いセットしてあるツインの部屋)の様子である。建物は陸上競技場の横に建てられており、建築物としては施設の一番奥に位置している。トイレは、図19に示したように車椅子使用者が使用可能な器具を整えており、シャワーに関しても同様である。建物の1階には食堂が在り、朝食、昼食、夕食は、時間に合わせて全てここで食べる事が可能であった。筆者が滞在していた時にも、車椅子使用の陸上競技選手のグループや全国から集まった盲学校の生徒達がバイキング形式の食事を探っていた。また、1階にはレセプション・ホールや講堂があり、会議や歓迎会もここでされるとの事であった。6台の大型エレベータがビルの中央と、両端に設置されており、車椅子使用者でも不自由ないように配慮されていた。また車椅子様のスロープがビルの北側に1階から7階まで設置されているので、エレベータを使用しなくても上下に行き来する事が可能である。さらに、25部屋160人が宿泊可能な合宿専用の宿舎が自転車競技場の傍に設置されていた。



図18 宿泊施設

筆者が宿泊に使用していた suites の部屋の様子である



図 19 車椅子対応になっているトイレ

トイレもシャワーも車椅子使用者が利用可能なバリアフリー使用になっている

#### 4.12. その他の施設

CASPD は、障がい者スポーツの中でもパラリンピック競技種目に対しては手厚く充実した施設を有している事が理解できる。それに加えて、本施設には、独特の競技種目に対応した設備が在り、中国ではこれを利用する障がい者も多いとの事である。その1つは図 20 に示した屋外のスポーツ・クライミング施設である。高さが約 8m の鉄塔が全部で 6 種類建てられており、利用者も多いとの事であった。また、図 21 は、施設内のリラクゼーション用福利施設として用いられている人工池である。ここでは希望すれば釣りも可能だという事である。その他にも、高度なもてなしが必要な場合に使用する、中国料理や西洋料理の専門家が調理するバンケットパーティー会場も用意されている。この会場は 800 人のゲストを迎える事が可能である。



図 20 屋外スポーツ・クライミング施設 (Sport Climbing)

高さは凡そ 8m 程であり、空中で補助が出来るように設計されている



図21 釣りもできるリラックスゾーン

## 5. 日本の障がい者スポーツの課題

日本の障がい者スポーツは、公益財団法人日本障害者スポーツ協会が中心となって管理・運営されている。この協会の設立は1965年であるので、中国が正式に中国障がい者スポーツ協会を設立した1993年と比較すれば、非常に早く事業に取り掛かっていた事になる。またパラリンピック連盟の発足に関しても、日本が1999年設立であるのに対して中国は2007年であるので、設立時期から見れば、日本の活動への着手は中国に先んじていた様に思われる。勿論中国は協会設立以前から全国大会を開催したり、地方の協会が設立されたりしていた訳であるので、単純に両協会の設立時期だけで取り組みの開始時期を論じる事は出来ないが、日本は、比較的早期に障がい者スポーツへの取り組みを開始していた事は事実として認識しても良いだろう。

障がい者スポーツ協会の活動に関して時期と内容を比較してみよう。日本で全国障害者スポーツ大会（最初は全国身体障害者スポーツ大会）が最初に開催されたのは1965年の事であった。一方、中国で開催されたのは1984年である。その後、両国とも毎年1回大会を開催し、現在も継続して実施されている。この事だけを比較すれば、日本は中国に比して約20年も早く競技会の運営に着手していた訳である。現在の活動内容に関しては、日本では、全国障害者スポーツ大会の開催を始めとして、各種競技団体のジャパンパラリンピック（アーチェリー、陸上競技、水泳、アイススレッジ、スキーなど）やその他の競技（卓球、車椅子バスケットボール、シッティングバレーボール、パワーリフティング、ボッチャー、ゴールボールなど）の日本選手権が行われている。これは、若干の種目の違いは有るものの、中国でも同様の競技会が開催されている事が確認できる。また参加している国際大会に関しても、パラリンピックを始めとして、アジア障がい者スポーツ大会やFESPIC(2010年からはアジアパラリンピックと改名してスタートした)や国際ストックマンデビル車椅子スポーツ大会(International Storke Mandevill Wheelchair Sports Fededation : ISMWSF)への参加など、幅広く海外の国際競技会へ選手団を派遣してい

るのは両国に共通する活動である。

現在、両国間において大きく異なるのは、活動的に後発である中国の急速なハード面の整備である。中国は 2003 年に CASPD を建設し、全中国の障がい者スポーツのセンター的役割を担う様に機能させている事は前章に示した通りである。中国が、このセンターを活動の中心に据えて人的配置も整え精力的に前進させているのに対し、日本には、障がい者スポーツについて研究し、様々な事業を推進していくセンター的機能を果たす施設が無い。この事は CASPD を訪れて、実際に多くの研究会や国内・国際大会を誘致し、開催している実態を観る事で、より切実な問題として感じた。日本が現在の中国に学び、しっかりとした活動の拠点となる障がい者スポーツのためのナショナルセンターを設立する事が喫緊の課題である事を強調したい。中央に施設を持つ事によって、地方に在る各施設との連携もより活性化されるであろう。中国では、17 省に障がい者スポーツセンターを設置し、地域における啓蒙・普及活動を着実に進めている。日本でも、1974 年に大阪市に障がい者スポーツセンターが誕生して以来、全国に 22 か所のセンターが開設され活動を進めている。本来ならば各県に 1 か所の設置が望まれるのであるが、その数が増える事は期待できないのが実情である。センターが果たす役割についても、両国に共通した記述が認められ、障がい者スポーツの普及のみならず、地域ボランティアのネットワークや情報発信のネットワーク作り、さらには、相談や器具の貸し出し業務など多岐に渡っている。これらを中央で統括管理し、指揮を執るのが障がい者スポーツ協会の役割である点も同様である。その際には中央にナショナルセンターが存立し、物理的な保障を含めた全ての中心的役割を果たすべきであろう。

さらに、これらの事業を運営していく陣容については、両国間に大きな差異が存在することも分かった。日本は、日本障害者スポーツ協会に役員が 2 人、有給専従職員が 9 人、有給非専従職員が 3 人の計 14 名が勤務し、中央の管理・運営体制を形成している。彼らが、日本パラリンピック委員会 (JPC) の職員も兼任しており、日本には、JPC 専属の職員は居ない。中国障がい者スポーツセンターの職員数は、建物管理や守衛を除き、専任約 100 人の体制で運営されている。また全中国で障がい者スポーツに仕事として関わっている人は、約 8 万人居るという事である。全人口が日本と異なるものの、実際に障がい者スポーツと関わりを持ち、推進している人数が多い事が、中国のこの分野の急速な発展の原動力に成っているであろう。

中国では、2007 年第 12 回スペシャル・オリンピック夏季大会を始めとして、2008 年第 13 回北京パラリンピック大会や 2010 年広州第 1 回アジアパラリンピック大会を誘致して開催し、成功を収めている。特筆したいのは、これらの大会に関わるボランティアの多さである。1 回の大会で、高校生や大学生、地域のボランティア団体の人々が、少なくとも 1 万人規模に関わりを持ち、海外から来た選手・役員を持って成す役割を果たした訳である。直接的に障がい者と関わり、海外の役員と触れ合い、障がい者スポーツを目の前で応援し、

身を持って体験できる機会が有った事は、彼らにとって何物にも代え難い貴重な財産である。その経験が、近未来の障がい者スポーツを鼓舞し、発展させていく原動力に成る事は論を俟たない。近年、日本では、障がい者スポーツの大きな国際大会の開催がされていない。学生も社会のボランティアも、直接的な関わりを持つ機会に恵まれていない訳である。出来得るならば、多くの国際大会を誘致し、沢山の人が障がい者スポーツと直接関係する機会を増やすと共に、海外から参加する選手・役員たちと成し遂げる心で接する機会を増やしていきたいものである。

## 6. おわりに

近年、障がい者スポーツの分野で目覚ましい発展を遂げている中国を題材として対比し、日本の現状と、進むべき方向性を模索してきた。中国のこの分野の取り組みは、日本に比して後発であるにも拘らず、世界に目を向けた素晴らしい成果を上げている。障がい者スポーツに対する活動に注目すると、競技スポーツでのメダル獲得や、国際大会への出場者数など、目立つ部分にのみ目が向く事も必然であるが、一方で、エリートスポーツのみならず、あらゆる障がい者が様々なレベルに応じたスポーツを楽しむ環境を構築する事も、関係する機関や研究者の責務であるとも考える。その領域においても中国に学ぶべき点が多い様に思う。地域における、障がい者スポーツ支援に対する草の根運動の活性化や地域行政レベルの補助、介助、支援など、中央の活動へと連動する大局的な組織作りには、日本が現在持っているリソースの活かし方に対する示唆が含まれている様な感を受ける。

今回現地を訪れて、実際に CASPD を詳細に調査した事で、中国がエリートスポーツにのみ目を向けているのではない事も理解出来た。当然ながら、中国の広大な国土面積故に惹起される様々な問題も数多く存在する事も良く理解できるし、人口の多さ故に発生しているであろう、種々の摩擦や矛盾についても垣間見る事が出来た。しかしながら、障がい者のスポーツ活動のみならず、日常の生活を如何に豊かに充実したものとしていく事が出来るのかを模索する中国の真摯な姿勢も感じる事が出来た。本研究で得られた、先行する中国の中央の活動拠点となる CASPD の知見を参考にし、我が国においても、障がい者のためのナショナル・スポーツセンター造りに、早急に着手されん事を望んでいる。

## 参考文献

- 1 石田直章：障害者スポーツの現状と発展への課題. 名古屋芸術大学研究紀要 24, 1-23, 2003
- 2 石田直章：障害者スポーツとしてのディスエイブル・パワーリフティング. 名古屋芸術大学研究紀要 26, 1-14, 2005
- 3 Sherrill, C. : Leadership Training in Adapted Physical Education. Human Kinetics Books, Illinois, 1988
- 4 China Administration of Sports for Persons with Disabilities : The Paralympic Movement in China. Beijing publishing company, 2008
- 5 小林昌之：中国障害者保護法の形成と発展. 手話コミュニケーション研究 37, 33-39, 2000
- 6 The State Council of The People's Republic of China : Notification of the State Council on Ratification of The Outline of the Work for Persons with Disabilities during The 11th Five-year Development Program Period. State Council 21, 2006

## 資料

Persons with Disabilities During the five-years Development Program Period 2006-2010) の概要 (訳：石田直章)

2001 年から 2005 年にかけて要求・実施された内容は以下の様である。

- 1) 障がい者が社会生活に参加するための、より調和のとれた環境創りとして、現代の市民社会が持っている多種多様な人々との接触を増やす事を基本政策として位置付けている。そのために、障がい者に対する様々な幅広い支援活動を実施している。その過程において多くの人々がボランティアとして参加し始めている。障がい者が快適な基本的生活を送る事が出来るように、また彼らが属する社会に参加することを保障するために、現実的な困難に対する対応を行っている。都市部における生活の基礎と成る施設や社会の組織化、情報へのアクセス等が、彼らが家から一步外に踏み出す事に必要な公的サービスと同様に行われなければならない、そのための社会的資源や文化の全般的な改善を要求する。障がい者がメディアの情報を受け取り、より大切な事柄を開ける環境を保障しなければならない。大きな社会集団では、合法的に保障された枠内においても、障がい者にとって正当で且つ大切な情報は保護される事が必要であるという事を、より強く意識しなければならない。
- 2) 2005 年までの活動で、障がい者に対する広範囲に渡る明確な改善が得られたので、みていく事にする。共産党の委員会や政府、或いは地方レベルの民間の社会組織等が障がい者の生活の改善を、「平等と参加と分かち合い ("Equality, Participation and Sharing")」をスローガンとして障がい者に保障するために、より良いサービスを用意する事を最優先させた。その結果現在 (2006 年) では、1,662 の特別支援学校、2,700 の特別支援教室、3,250 の職業訓練組織、3,048 の就職支援組織、19,000 以上のリハビリテーション組織や施設、そして 2,574 の障がい者のための合法的なサービス機関が全中国に存在している。また、障がい者の人たちが本を読むことが出来る図書館や部屋の設置も現在進めている。一体となって運営されている障がい者サービスのための施設は、様々なレベルにおいて影響力を持ち、それは障がい者に対するサービスの価値を高める事となった。郡レベルにおいても障がい者の組織造りが始まった。小さな町の通りかそれ以下の小さなレベルを単位とした農村地帯の障がい者の組織も出来つつある。
- 3) 障がい者の地位改善に向けた取り組みについてはどうであろうか。合計 642 万人の障がい者が異なるレベルでリハビリテーションを受けている。義務教育への障がいを持っている児童の入学数は増加し

つつあり、視覚障がいと聴覚障がい、知的障がいの子どもの入学者数を平均して、その割合は80%以上になっている。さらに凡そ60万人の障がい者が職業訓練を受けている。その結果として障がい者の就業率は増え続けているし、700万人の農村部の障がい者が貧困から抜け出している。516万人の都市部ならびに農村部の明らかに貧困層であった障がい者が、安心できる基本的な生活を手に入れている。大多数の文化的な活動やスポーツ活動についても幅広く組織が創られ、障がい者が利用しやすくなっており、目立った成績をあげる者も出てきた。第12回のパラリンピックの中国チームの成績は、メダルの数と金メダルの数が両方とも第1位であった。またスペシャル・オリンピックへの取り組みも前進している。

- 4) 障がい者が持っている競技に対する競争心は、祖国や社会に対して彼らが抱えている愛情や忠誠心と同じ位であるという事を、我々は記しておかなければならない。彼らが困難に向かって努力をする事は、科学や文化あるいは社会を改良し、道徳的で基本的な事柄を再構築し、現代風に運営していく事と繋がっている。障がい者自身の絶えず努力し成功させていく活動が増加する事によって、彼らを貧困から抜け出させている。障がい者は人生の歩み方のモデルとしても世の中に出現しつつある。優れた障がい者のグループでは、議会の議員を選出して政治への参加を通じ、中国の社会発展に貢献する様な、様々なレベルにおける政治的アドバイザーとなっている。

- 5) 国際的影響をみていこう。中国政府と障がい者の組織は、障がい者の国際的な仕事へ積極的に参加しサポートしている。国の外交政策目標に沿って、障がい者の権利に関する国連条約の制定や「第2回アジア・太平洋障がい者10年(2<sup>nd</sup> Asia-Pacific Decade of Disabled Persons)」を主催した。近隣諸国の障がい者に対して、これまでよりも広い範囲で交流をリードしていく事により、国際的な協力関係の幅がより広がって来ている。中国における障がい者に対する働きかけの成果は、人権保護の領域において継続的な進歩に貢献し、その良い評判は国際社会で広く承認されている。

2001年から2005年に渡る障がい者のための第10回5カ年計画の作業プログラムの全体としての成果は、障がい者の基本的な生活の向上に影響し、彼らと同郷の仲間たちと同じ位の適度な豊かさをもたらす効果があった。しかしながら、彼らの外観と彼ら自身の障がいによる制限が、障がい者と平均的な社会の状況の間に大きな隔たりを引き起こしている。障がい者のかなりの数は、未だ貧困で基本的な生活における必要事項が安定的に満足されていない状況にある。彼らは、リハビリテーションや教育、雇用における多くの困難と向き合っているのである。より多くの社会参加のための長期的メカニズムは、未だ実行されていない。彼らに適切で豊かな生活を保障するという非常に困難な作業が残っている。実際に、社会経済の発展と連携して、切迫した障がいに対する働きかけを行う事には努力を要する。地域や関連する全ての部門と協調し、強い責任感を持って、あらゆる方法により、障がい者への働き掛けを一層加速する努力をしなければならない。

さらに、2006年から2010年までの、政策の中心と成る課題については、以下の通りである。

#### 1. リハビリテーション (Rehabilitation)

障がい者が機能を回復させ、より独立した生活を送り社会と接点を持てる様に、そして社会に対する同等の参加が出来るような基本的な支援を行う。

課題と指標は次のとおりである。

社会的なリハビリテーションのサービス・システムを確立するためには、スタッフの育成だけではなく、リハビリテーション・サービスの能力を強化する事が必要である。リハビリテーション・サービスは、都市部の障がい者、或いは経済的に発展している農村部の障がい者や、70%以上が居る発展していない農村部の障がい者にも公的に利用可能にする事が必要である。報告書では「リハビリテーショ

ン・プロジェクトの鍵になる事柄が実行されなければならない。」として、以下の様に数値目標を挙げて具体的内容が示されている。すなわち、

視力回復のための白内障手術を 300 万ケース実施しなければならない。10 万人の低視力の人々に視力支援の器具を適用しなければならない。30 万人の視覚障がい者に移動方向を定める訓練 (oriented mobility training) をしなければならない。1 万人の身体障がい者に対して整形外科的な手術を処置しなければならない。8 万人の身体障がい者に対して義肢・装具を提供しなければならない。8 万人の聴覚障がい子どもたちに対して、聴覚・言語訓練を受けさせなければならない。10 万人の知的障がい児と 12 万人の身体障がい者に対して系統的なトレーニングを個別に受けさせなければならない。480 万人の重度の精神的な疾患がある人々に対して適切な治療を行わなければならない。300 万通りの様々な種類の支援手段が提供されなければならないのである。

また、障がいの発生率を低下させるための予防処置が次の様に実行されている。

- 1) 社会的に組織化されたリハビリテーション・サービスシステムを中核として設立し、地域社会や家族への支援単位と成る様なコミュニティとしてうまく利用する事が必要である。容量のある建物を用いて、リハビリテーションの専門施設と同じ位良質な専門的なリハビリテーションを行う事が可能な施設を造る必要がある。医療機関や健康施設、コミュニティを基礎とするサービスセンター、学校、幼稚園、福祉系企業あるいは障がい者が活動している施設等の社会資源を総合的にうまく使う必要がある。地域を基礎としたリハビリテーション・サービスは、コミュニティの構築や健康に携わる草の根運動を含め、リハビリテーション・スタッフのチームの訓練あるいは訓練施設の建設などに真剣に取り組まなければならない。社会福祉組織の仕事として、家庭に居る障がい者と特別支援教育機関に居る障がい者に対して、さらに重点を置いた仕事としてリハビリテーションが行われなければならない。
- 2) 貧しい白内障の患者に対する視力回復手術が指定医療機関か、または派遣された医療チームによって行われる事が必要である。「白内障無料化地域」を創設する必要がある。視覚障がい者に対するリハビリテーション・サービスのネットワークは、視覚を補助する器具を開発・製造して提供し、リハビリテーション技術を普及して、貧困層の低視覚者に治療を提供する事が必要である。全盲の障がい者の助けに成る様な、移動やその他の生活上の技術訓練が行えるように組織化されなければならない。
- 3) 聴覚障がい子どもたちのリハビリテーション・ネットワークはより必要である。中国聴覚障がい者リハビリテーション・研究センターと地方のセンターの繋がりを草の根レベルで統合して強化し、聴覚障がい児の親のためのトレーニング・コースを創る必要がある。  
地域社会と家族を基本とするリハビリテーション・トレーニングならびに貧しい家庭のための聴覚障がい児に対するリハビリテーションに関するガイダンスが必要とされている。専門性のランクの評価が、聴覚・言語訓練のトレーナーの間で行われている。内耳のインプラントを、聴覚・言語訓練の進み具合によって段階的に導入していく必要がある。
- 4) 精神的な病気の予防と治療の方法を改善する必要がある。予防と治療の「総合的で限定されている数少ない社会主義的なサービスモデル」は、大きな効果を創り出さなければならない。8 億人の人口の中であって、その治療とリハビリテーション・サービスは 480 万人の重篤な精神的な病気の治療に提供されている。医療援助は、貧しい患者に提供されなければならない。精神疾患患者のリハビリテーションと介護の施設が設立され改善される事が必要である。地域社会を基盤とするリハビリテーションは、その仕事や行事、ならびに毎日の介護をより効果的に利用する事を含めて、強化していく必要がある。
- 5) レベル 2 のリハビリテーション部門が優れた総合病院のリハビリテーション部門を増強する事と、草

の根の健康施設が身体障がい者に対するリハビリテーション・トレーニングやサービスを提供する様に仕向ける事が必要である。中国リハビリテーション研究センターと郡や市（あるいは県）レベルのリハビリテーション・センターの条件を改善する取り組みが必要である。身体障がい者がコミュニティと家庭の両方でリハビリテーション・トレーニングを受ける事が出来るように手配する事が必要である。ハンセン病によって引き起こされる障がいは、整形外科の手術に加えて、補助的な方策として、科学的な機能訓練を連携させて受ける事が必要である。貧しい子どもたちに対する整形外科的手術とリハビリテーション・訓練の両方が受けられる様に支援すべきである。

- 6) 地域社会と家庭は最大限その役割を演じなければならない。幼稚園や養護学校あるいは地域社会を基盤にしたサービス機関の仕事として行われる介護等、知的障がい児に対する幅広いサービスが提供される必要がある。家族や友人は、知的障がい児が自己保全の能力や認知能力、言葉でのコミュニケーションと大人同様の普通の作業能力や社会適応能力等に対する、多様性のある訓練を行う必要がある。知的障がい者または重複障がい者の教育とリハビリテーションや、娯楽、仕事等を混ぜ合わせた系統的な生涯に渡るサービスを構築しなければならない。貧しい家庭出身の知的障がい児のリハビリテーションを支援しなければならない。
- 7) 機能的であり高品質で手ごろな支援が、様々な障がい者の差し迫った要求に対して開発され、作られ、供給されることが必要である。この領域における新しい技術や製品が供給され一般化されるべきである。貧しい障がい者に対して低コストで機能的な人工の下肢装具を提供する必要がある。補助具の全国供給ネットワークを結びつけて改善しなければならない。国と地域の補助具の供給センターは情報提供を増やし、評価と取り付け技術を普及しなければならない。また補助具の品質管理を強化する必要がある。
- 8) ラジオやテレビ、新聞やインターネット等のメディアは、障がい者に対する視覚的な情報によって、リハビリテーションの知識を一般化して全て提供し、障がい者が自分自身で行うリハビリテーションに向かって新たな意識を創り出す事を手助けする必要がある。耳を思いやる国民の日と目を思いやる国民の日、国民の精神衛生の日、ヨード欠乏症予防の日、らい病予防の日などの活動を広く進めていく必要がある。無理のない介入による宣伝と教育キャンペーンが、病気や中毒、事故そして有害な環境によって引き起こされる遺伝形質を要因とする障がいの発生率を削減する。早期介入、早期リハビリテーションが、障がいの重症度の程度を制御し抑制する事に有効的に作用するのである。

## 2. 教育 (Education)

障がい者の教育のレベルを上げる事は、彼らが成長し能力を高めていくために欠く事の出来ない事柄である。義務教育は子どもや障がいを持つ10代の若者の間で広く一般化する事が必要である。障がい児の就学率が、通常の学校において教育を受けられる障がいの無い10代の若者の就学率と同じレベルに到達する必要がある。視覚障がい、聴覚・言語障がい児と知的障がい児の就学率は、政府によって認められた数を満たす必要がある。また障がい児の就学前教育を推進すべきである。特定の条件を満たす障がい者は職業教育または訓練への自在な進路を探るべきである。さらには、基準を満たす状態にある障がいのある生徒は、より高い次のレベルの教育（中等教育）を受ける機会が保障されなければならない。より高い次の特別支援教育の開発速度を速めて積極的に行う必要がある。提言書は具体的に次の施策を提案している。

- 1) 子どもと障がいを持っている10代の青少年の教育は、国や地域の義務教育プログラムに前向きに統合されて、全般的に計画され、うまく調整されて同時に実行されるべきである。
- 2) 子どもと障がいを持っている10代の青少年の義務教育制度は、普通学校における特別支援クラスと

主要と成る特別支援学校を包括し、さらに改善しなければならない。包括的なクラスや初等教育ならびに中等教育学校である普通学校における特別なクラス全てにおいて、進路を創り出す必要がある。少なくとも1つの9年制の義務教育の特別支援学校を30万人以上の人口があり、学齢期の子どもと障がいのある10代の青少年が相当数住んでいる郡と市に設立する必要がある。

- 3) 地方における義務教育の評価は、子どもと義務教育の目標として数えられている障がいを持っている10代の青少年を含めた就業率を基準として行うべきである。
- 4) より高い発展的な中等特別支援教育の計画と調整が行われなければならない。特別な高等学校または普通高校における特別なクラスが、地方自治体や県レベルで限定された都市において利用し易く作られるべきである。障がい者の高等教育を奨励し、創り出していかなければならない。その場所で条件が許されるならば、通常的高等教育機関を中心として特別支援教育や特別支援学校の設立をサポートすべきである。特殊教育学校である長春大学や聴覚障がい者のための天津技術大学、山東浜州医科大学、あるいは北京連合大学の特殊教育学校の様な既存の特殊教育機関が入学者数を増加し、専攻学科を増やし、教育のレベルを向上していく事を通して継続的な発展をする事が必要である。普通の短大や大学の入学ポリシーと入試方法において、障がいを持っている生徒を完全に配慮し、その制度を完成すべきである。障がい者のための特殊教育制度は、就学前教育や義務教育ならびに中等教育・高等教育と、お互いに連携しながら、うまく噛み合わせてより高いレベルの教育を創造していく必要がある。
- 5) 特殊教育はとても重要な国家の教育制度として進めるべきである。助成金の制度は完全に完成されており、政府の優先的な政策によって保護され、障がい児や10代の青少年は義務教育を受けている。貧しい障がい児には、中等教育以上の教育を、国の助成を与えて優先的に受けさせるべきである。
- 6) 社会における職業教育の中心的な流れは、市場の要求を頼りにし、障がい者に対する職業教育と訓練に向けた特別な教育方法を採用する事で、彼らに幅広い発達を与えていく事が必要である。都市部における職業教育と訓練は、多段階の職業訓練と中期的あるいは短期的な実践的技術を提供する事で貧困を削減させるように、農村地域での雇用と組み合わせて実施する必要がある。
- 7) 特殊教育における職業指導の条件を補強する必要がある。普通の大学・短大における中心的な教育と同様に特殊教育専攻またはコースに居る教員の競争力を強化する事によって、特殊教育の教員を増やす状況を創り出す必要がある。職業教育の教師のための国家的な訓練基地を資格の有る大学に設定しなければならない。聴覚・言語リハビリテーションの北京技術大学の持続的な発展を保証するための努力が必要である。ブライユ点字とサイン言語(手話)の普及を創り出すための調査・改善が行われ、専門的なサイン言語の研究によりブライユ・サイン点字が特に進められ、義務教育や中等教育あるいは高等教育を受ける視覚障がい・聴覚障がい者の点字と手話の訓練のための教科書の編集・出版を行う条件を創り出す事が必要である。
- 8) 若者と高齢の障がい者の間に有る文盲を様々な方法で排除しなければならない。また障がい者が自己学習を通して知識をつける事を奨励する。

### 3. 雇用と社会保障 (Employment and Social Security)

雇用は、障がい者にとって生活の状態をより良くし、自己改革と自己信頼に到達する事や能力を發展させるていくための中心的な取り組みであると考えられている。貧困な障がい者の生存を保障する社会保障制度を設立し完全なものにする事は、中国の社会保障制度の重要な部分を構成している。具体的な課題と指標は次の通りである。

障がい者の雇用に関する法律や規則そしてポリシーを改善する必要がある。都市部の75万人の障がい者を追加して雇用する用意をし、また1800万人の農村地域の障がい者の安定的な雇用もしなければ

ばならない。基本的な障がい者の雇用サービスの要求を満たすために、雇用サービスの容量を著しく増加する必要がある。就職指導と職業訓練は登録されている障がいのある失業者や求職者全てに対して有効に例外なく行われる必要がある。5万人の視覚障がい者はマッサージ師になるために奨励されて訓練し、その内1万人が最終的にマッサージ治療師になり、4万人はマッサージ師の練習生となり、総合計では14万人のマッサージ師が存在している。障がい者に関わる社会保障のポリシーは完全であるべきだ。都市部において雇用されている障がい者は、自営業に対応している標準的な障がい者社会保険として広められている社会保険に加入する事が奨励されている。障がい者は社会保障制度の中に入る事と、障がい者に固有な要因として存在する事柄に従った社会救済と題する保障を総合的に受ける事ができる。適格な障がい者に対する社会保障のレベルが強化される必要がある。提言書は主要な施策を次の様に提案している。

- 1) あらゆる方法による障がい者の雇用を実行するために割り当て体制 (the quota system) を創らなければならない。障がい者の雇用を創出するための資金の収集は、強く規制する必要がある。資金は厳密に管理されて、指定された目的のためだけに使用されるべきである。
- 2) 障がい者の集団に対して雇用を提供するために、福祉機関の雇用に対する規則を設定する事が、社会主義的な面から求められる。福祉機関が安定し健全に発展する事をサポートするために優遇政策と基準を完成させる必要がある。場所の状況が許すのであれば、精神疾患と知的障がい者の雇用を創出するために、福祉的な仕事としての治療施設が作られ、仕事場として保護される必要がある。
- 3) 様々なレベルの障がい者に対する雇用提供施設は、障がい者協会との関係を強化する必要がある。労働および社会保障機関の指導の下、これらの施設は、障がい者の雇用に対して、割り当て体制の下で、自営業の障がい者も含めて、集合的に雇用に対する経歴相談や職業訓練等を用意し、総合的に管理する事が必要である。これらのサービスを拡大し、質や効率を向上させなければならない。障がい者の雇用が容易になるように全ての範囲の情報供給を行う様な力強い活動と、失業者対策を広範囲で実行する事に伴って、障がい者の雇用に関する情報ネットワークが構築されなければならない。
- 4) 農村部の障がい者に対する職業訓練と技術練習は、市場の要求に対応して、障がい者の市場における競争力が向上する様に、社会性の訓練に焦点を絞って強力に行われなければならない。障がい者の職業上の技術を向上する事を鼓舞するために、報奨金制度を設立し完成させる必要がある。第3回職業技術全国大会が2007年に開催され、優勝者は第7回国際職業技術大会 (Abilympic) に参加できる。
- 5) 主にマッサージを専攻する中等特殊教育学校と医科大学・短大の有利な点は、マッサージ師としての全てのやり方を手に入れる事が出来る事である。職業訓練の促進は障がい者がマッサージ師として安定して働くために役立っている。視覚障がいのマッサージ師のトレーニングを通じた競い合いが公表される機会を増やしていく必要がある。視覚障がい者のためのマッサージの教科書が編集、出版され、マッサージ師に教える事や練習する事を基本とした国家的なトレーニングを設立し、このフィールドにおける学術的な国際交流を強化する様に努力する事が必要である。障がい者協会は、国の法律に従った視覚障がい者によるマッサージの市場の調整と管理を強めていく必要がある。
- 6) 障がい者を含めた社会保障の制度を創る努力が必要である。医療保険や失業保険、出産や仕事中に受けた怪我の保険等をカバーする、農村部の障がいのある被雇用者に対する保険の監督・点検を強化する必要がある。農村部における貧困な自営業の障がい者の年金を基礎とする補助金プログラムを完成させて真剣に実行しなければならない。自営業の障がい者を鼓舞し、社会保障を組織化する必要がある。農村部の貧困な障がい者は、新しいタイプの農村協同組合に加わる事で、医療サービスや医療レスキューを条件に従って受ける事が出来るように支える事が必要である。適格である障がい者のいる世帯は、都市生活者最低生活保障制度 (The Minimum Living Guarantee System for Urban

Residents) によって、時期に応じた方法で最低限の生活費を受け取る事が出来る。農村部の貧しい障がい者のための社会的な年金への加入を支援する必要がある。重度障がい者は、利益の有る仕事に適しておらず、また収入も法律上の補助者が居ない（または法律上の補助者に能力がない）ことから、適切な支援や救済が条件に従って受けられるようにしなければならない。条件が許す地域では、重度障がい者が一人以上の障がい者を抱える世帯に、障がいの種類によって、その地方が最低限の生活の糧を与え、増やしていくべきである。

#### 4. 貧困軽減 (Poverty Alleviation)

農村地域の障がい者の被支援者が、有効な貧困軽減対策を通して十分な食料と衣料を得る事は、オールラウンドな方法で適切に成功した社会を構築する総合的な努力における重要な課題である。そのため  
の課題と指標として、次の様に提案している。

すなわち、1000 万人の農村部の障がいの有る貧困な人々は、十分な食料と衣類を得る事が必要である。既に十分な食料と衣類を持っている人の収入は、安定的に増加すべきである。応用技術と基礎技能の訓練は、中央および西部の農村地域における 100 万人の障がい者に対して、適切な利益のある労働を提供するのに有利である。農村において 32 万世帯の障がい者が居る貧困家庭の壊れかけた家は、特に修繕する必要があり、中央および西部地域の貧しい 25 万世帯の障がい者を抱える家族は補助を受けている。具体的な要請内容は次の様である。

- 1) 地方政府と担当部署は、農村地域における貧困な障がい者に対する、政府の貧困軽減政策の実行と同時に  
行われている他の貧困軽減を統合して継続すべきである。効果的な政策とは、障がい者にとって特に必要な事柄と、支援として強く努力されるべき事柄が得られる様に應える事である。
- 2) 発展を通じた貧困軽減政策の国家計画に含まれている主要な郡においては、障がい者は、計画的に創  
られた貧困な障がい者に有利な職業の拡大と、職業につける約束、ならびに彼らの家族に対する実際の給付金の保証等を、総合的貧困軽減努力として包括的に行う事が必要である。経済的に発展して  
いる郡では、障がい者の貧困軽減と彼らの家族の貧困を軽減するために、障がい者の安定的な収入の増加を地域社会経済の発展計画に含まなければならない。その他の地域では、有資格者に対して与え  
られ、障がい者が貧困を解消する手助けと成る様に使われる、中央政府によって融資される貧困軽減補助金の支給措置を実施する必要がある。
- 3) 中央と西部の農村の貧しい障がい者は、貧困から抜け出し、財産を創り出すのと同様の技術を得るた  
めに適切な技術と技能の訓練を受ける支援を受けるべきである。
- 4) 最大限の障がい者の利益を保証するために、給付金の支払いに向けて彼らの能力の評価を行い、リハ  
ビリテーションと貧困の軽減のための融資の取り扱いが強化されなければならない。改善は、貧しい農村部の障がい者が居る世帯の貧困軽減のための融資の利息を補助する方法を基礎として試験的に実  
施されなければならない。条件が認められている地域においては、中央政府からのリハビリテーションと貧困軽減の融資の交付金が申請者に直接届けられる。
- 5) 農村部の貧しい障がい者に対する住宅改修の計画は継続されるべきであり、また都市部の障がい者に  
対する住宅供給の困難さも大変な努力によって取り組まれている。補助金は、中央および西部の農村地域の貧困な障がい者の住宅改修に対して提供される必要がある。地方の貧しい障がい者の家庭環境を東部地域において調査し、それらの状態の改善に応じて予算が配分されるべきである。

#### 5. 文化とスポーツ (Culture and Sports)

障がい者の人生においては、彼らが才能を示すことにより、文化やスポーツが豊かになり活動的な

る事は、障がい者を勇気付け、常に逆境や改善に向けて努力するために重要な意味を持っている。課題と指標は次の様である。

主となる公共の文化施設は、障がい者のためにサービスを提供し、人気の有る大部分の文化活動が実施され、擁護され動員されるべきである。障がい者にとっての特別な芸術が開発され、才能の有る個人が奨励される事が必要である。全国フィットネス計画（Nationwide Fitness Plan）のためのガイドラインに沿って、障がい者は、彼らの身体を改善するためにスポーツ活動に参加し、組織化される必要がある。パラリンピック競技で優勝するための計画が実行される事と、ホストを務める事を通して障がい者の競技会を増やすか、或いは主要な国内または国際的な障がい者スポーツの行事に参加する機会を増やすべきである。主要な施策は次の様である。

- 1) 公共的な文化とスポーツの促進のために、施設は障がい者に割引率で特別なサービスを提供できる様に奨励すべきである。街に有る公共の図書館や読書室では、村や地域社会が障がいを持っている読者に対して本の貸し出しサービスを行うべきである。条件が許す場所においては、点字や録音図書を視覚障がいの読者のために利用可能にするべきである。
- 2) 地域社会や街の障がい者の組織や特殊学校あるいは社会福祉機関は、異なるカテゴリーの障がい者に障がいに一致する特徴に合わせて文化、芸術、体力維持、レクリエーションを実行する必要がある。
- 3) 様々なレベルの障がい者連盟は、スポーツや文化的活動に対する総合的なサービスの提供を、促進する施設内だけで考えずに、それを障がい者に開放して質の高いサービスを提供すべきである。文化とスポーツ活動は、郡レベルかそれよりも上位にある障がい者連盟によって行われる必要があり、草の根レベルの障がい者スポーツ・レクリエーションを活性化するために、スポーツ・レクリエーション活動の組織を基礎とする系統立った活動にすべきである。
- 4) 特別な芸術団体は、障がい者の個人の才能を養うために活動し、才能を表現する様に活動する事が必要である。第7回国立演劇祭は、視覚障がい者・聴覚障がい者・知的障がい者によって組織され、共同で運営され開催された。
- 5) パラリンピック活動（Paralympic activities）、スペシャルオリンピック活動（Special Olympics activities）、デフリンピック活動（Deaflympic activities）などの、障がい者のリハビリテーションと健康に対して有益であるスポーツ活動に、様々なカテゴリーの障がい者が、共通する種目に競技活動として参加する事を奨励しなければならない。養護学校における体育やスポーツ活動の質を保障するための研究や、障がい者のために特別にデザインされたスポーツ器具の開発が行われており、さらにスポーツ科学の研究に対する努力が必要がある。条件が許す場所では、スポーツ系の大学・短期大学や教員養成校あるいはスポーツ学校の余暇を使って、多くの才能の有る障がいを持った競技者を訓練すべきである。全国のフィットネス・プログラムは障がい者や施設の障がい者スポーツ活動のニーズに応じて、提供する様に考慮に入れるべきである。
- 6) 障がい者のスポーツ活動の管理組織が、設定され改善される必要がある。全ての公共のスポーツ施設は障がい者に無料で開放されるべきである。各市（または県）において、少なくとも1つの総合スポーツ施設が、障がい者のスポーツ・ニーズを満たす様に使える事が必要である。条件が許す場合には、総合スポーツ施設は障がい者の使用のみに設定すべきである。審判とクラス分けをする人（classifiers）、選手の選出やトレーニング、障がい者競技のナショナルチームを管理し公平な操作をする人等は、安定したチーム作りに努める様にすべきである。クラス分けや教育、雇用、保険そして障がい者の選手の表彰等の論争の結果は、祖国の勝利を獲得するために、彼らの懸念を払拭し、動機づけをする事が出来る様に運営すべきである。
- 7) 大変な努力をはたらかせて、2007年第12回スペシャル・オリンピック夏季大会（The 12<sup>th</sup> Special

Olympics World Summer Games in 2007) と 2008 年第 13 回 パラリンピック大会 (The 13<sup>th</sup> Paralympic Games in 2008) のホスト国となり、我々のスポーツ連盟によって、この 2 つのゲームで目立った成果を得る事ができた。2006 年第 4 回スペシャル・オリンピック全国大会 (The 4<sup>th</sup> National Special Olympics Games in 2006)、2010 年の第 5 回大会 (The 5<sup>th</sup> National Special Olympics Games in 2010)、2007 年第 7 回全国障がい者スポーツ大会 (The 7<sup>th</sup> National Games for Disabled Persons in 2007) は、良好に開催された。地域社会は、障がい者スポーツの保護と社会的支援の拡大に向かって広範囲に動員される必要がある。

## 6. 社会環境 (Social Environment)

現代的で洗練された地域社会における障がいの概念は大変な努力によって人道的に擁護される様に創られるべきである。障がい者の保護と支援のために、理解し、尊敬し、思いやりを持つ事が、文明化された前進的な地域社会において創りだされ、さらに育成される事が必要であり、従って、障がい者が社会的な生活において平等に参加するための社会環境を創り出す事が、地域が障がい者を受け、それを発展させるための重要な前提条件である。課題と指標として、次の事柄を挙げている。

人道主義を擁護し障がい者に対する事業を強化する約束に則って、努力されなければならない。公共のメディアとサイン言語 (手話) を伴うニュース・プログラムと障がいに関係する特定のプログラムの中に、「見出しの表題」(Project of Captions) は、力強く積極的に進められるべきである。傑出した障がい者の模範的な役割は、障がい者のための労働者や障がい者の補助者が、障がい者のための労働者の誠実さと同じように、障がい者自身が自己改善をすることを奨励する目的と、障がい者の支援に対する社会の意識を育成するために一般に知られるべき事である。具体的な主要施策は以下の如くである。

- 1) メディアだけでなく、出版や教育機関をサポートするメディアを奨励し、障がい者の状況のみならず、様々な手段を通じた取り組みの進捗状況も反映し報告するマスメディアを奨励する様な効果的な対策が行われるべきである。人道主義や自己改善あるいは障がい者の支援が、能力の欠如を支え不便さの補助をする社会環境創りを促進し、小学校や中学校のカリキュラムの中にも含めるべきである。
- 2) 市 (県) レベル以上のテレビ局では、手話のプログラムを開始すべきである。群レベル以上のラジオ局では、障がい者に対する特定のプログラムを作らなければならない。多くの映画や TV は、字幕が見える放映にしなければならない。
- 3) 公共のメディアは、優れた障がい者の労働や障がい者の際立った模範的な行為だけでなく、彼らを支援している一般的な支援者の業績についても情報を集めて報告する必要がある。
- 4) 障がい者の支援者の日 (National Day of Assisting Persons with Disabilities) の活動を前進させるべきである。障がい者ボランティア支援 (Volunteers Assisting Disabled Persons)、障がい者支援のための若者開拓者 (Young Pioneers for Assisting Disabled Persons)、教育による障がい者支援 (Assisting Disabled Persons by Education)、技術と法律サポートによる障がい者支援 (Assisting Disabled Persons by Tech and Legal Sport) などの障がい者支援活動が広く発展する必要がある。国際障がい者の日の活動も組織化する必要がある。
- 5) 自己改善の国家的モデルや障がい者や家族支援の国家的開拓者グループ、あるいは障がい者連盟の国家的役割が、障がい者の支援や援助をするための組織や個人を奨励するために、これらのグループの先駆的な国家モデルの模範的な功績を公表する力強い努力がされるべきである。
- 6) 障がい者の仕事に関する目立ったニュース作品の査定と報酬は継続的に実行するべきである。

## 7. 権利と利益の保護 (Protection of Rights and Interests)

障がい者が努力を続けるメインテーマは、法律的な権利と法律に従った障がい者の利益の保護規定作りである。課題と指標は次の様である。

作業の目的は、障がい者の権利と利益の保護をさらに向上するように努める事にある。障がい者についての法律の枠組みは、関連する法律と規則の改定を進める事によって強化されるべきであり、法の施行と教育でその価値を高め、障がい者に対する法的扶助制度を確立する。ポリシーは、障がい者のニーズに対する権利と利益を保護するために、明確に述べられ、直接的に公布される必要がある。調査と処罰は、障がい者の法的な権利と利益に対する重大な違反の場合には、高度に合法的な権利と利益を守るために強める必要がある。バリアフリー環境を創るために、全国に渡る 100 都市において、アクセス可能な施設を建築する事や、利用可能な通信や情報の構築を精力的に行う等、一般大衆の通信に対する意識の向上と同様に、あらゆる方法において構築する事が必要である。主要な課題を以下に提示する。

- 1) 障がい者を守るための法的なシステムを完成する事が必要である。障がい者を法によって保護 (Protections of Disabled Persons) するために、法の改正をし直し、リハビリテーションやバリアフリー施設の建設や補助と共に、優先的にだけではない障がい者の利益に直接的に関わる規則の公布等、法と規則の制定と改善の努力が為されるべきである。適切な場合は、障がい者の保護に関する法律を改正しなければならない。
- 2) 障がい者に関する法と規則は、第 5 回法律全国教育 5 カ年計画の中に統一されて一層の努力を伴い公表する事が必要である。社会の周辺状況が障がい者を理解し、尊敬し、補助と介護をし、障がい者についての法的な自覚を高める事に加え、障がい者の権利と利益を守る法的サービスを提供する人の能力を高めるために、社会的雰囲気奨励する様な、適切なプログラムを開発する必要がある。
- 3) 障がい者を保護するための法律と他の関連する法律・規則の施行を強化する必要がある。法の執行の監督と管理は、法によって障がい者の権利と利益を保護するために組織化され調整される必要がある。
- 4) 法的扶助制度は、主たる方法となる様々なレベルの司法管理権限による裁判所による法的サービスと一般の公共レベルや様々なレベルの障がい者連盟によって提供される法律的な保護によって補完され、司法の行政当局によって確立されるべきである。
- 5) 障がい者の権利と利益は、生活が困難である場合か、または土地の徴用と都市部の住民の移動プロジェクト等、関連する機関による再編成が行われた結果として権利の侵害があった場合には守られなければならない。主に障がい者の権利と利益の典型的な侵害は、調査し懲罰しなければならない。
- 6) 規則に基づく障がい者からの手紙と訪問による苦情の申し立てを正しく処理するメカニズムを設定する必要がある。障がい者の意見に耳を傾け、彼らのニーズを理解し、彼らの権利や利益を守るために問題を解決したりして社会における彼らの安定の一助となる様な、模範的な役割を担う責任部署を設定する必要がある。
- 7) 障がい者が出入りし易い構造を持った標準的な設備の開発や進入可能な施設の建設を加速するために、建設に関する法律や規則の再構成に真剣に取り組むべきである。既存の都市道路や建物、公共のサービス施設はアクセスし易い様に改修すべきである。既存の施設や設備については、アクセス可能な様に維持管理する必要がある。アクセス可能な都市における施設・設備のバリアフリー環境の建設を全国的に強化するキャンペーンを実施すべきである。
- 8) 情報と通信のアクセシビリティを推進する必要がある。法律や規則を開発する事によって、障がい者が情報を得る範囲を広げ社会に広く参加できる様な、点字や手話、字幕或いは、コミュニケーション可能な特別な通信機器等の新しいテクノロジーに置き換える事が必要である。

## 8. 情報管理 (Informationisation)

障がい者の仕事の情報管理は、政府の国家的な情報管理を進める過程においては勿論の事、主として障がい者の仕事の近代的な管理と、彼らの仕事の開発を支えるための段階的な過程における一般的な要請である。課題と指標は次の様である。

草の根レベルにおける障がい者の仕事の情報に関する管理ネットワークを設立して完成する必要がある。障がい者連盟の情報ネットワークは、中国障がい者連盟 (China Disabled Person's Federation) とその地方の間に有る共有する情報資源を、様々なレベルで連携し補完し合いながら進歩するべきである。障がい者の仕事の情報資源は、設立された国家的なデータや web サイトの構築と情報サービスの向上・改善を強く連結して統合される必要がある。障がい者の仕事の統計上の指標を表すシステムを草の根の統計管理を強化するために完成させる必要がある。アクセスし易い情報技術のアプリケーションを普及する必要がある。具体的な提案は以下の通りである。

- 1) 障がい者連盟の情報管理の仕組みを、地方の連盟の専門機関をバックボーンとする草の根レベルと、市 (県) レベルかそれ以下のレベルを基礎とする連盟における機関の中で構成し、改善する必要がある。
- 2) 第 10 次 5 カ年計画の期間中にネットワークの構築が成し遂げられた事を基礎として、中国障がい者連盟と地方の障がい者連盟の間に、インターネットを使った政府の業務としての情報と仕事のデータの伝達による、国民の仕事を探す基盤の実現を徐々に開始するために LAN の連結を構築する事が必要である。
- 3) 仕事開発の需用に関連する様々なレベルの障がい者連盟によるビジネス・データベースの管理システムが開発されるべきである。障がい者の仕事のより良い管理のための統一化された資源の統合が国家システムとして徐々に始められるべきである。
- 4) 障がい者連盟の公共に使われている情報ネットワークは、これらの内容の質を豊かにし、社会的な広報の強化と、インターネットを使った便利で効果的な情報サービスを障がい者に提供するための政治的管理 (governance) の透明性を推進する必要がある。
- 5) 案内、基準の標準化、情報管理上のサービスの方針等を提供する必要がある。リハビリテーションまたは、教育、障がい者の雇用についての情報サービスが、調整され促進されていくべきである。手段として、その行程に貢献するための社会的な組織を形成しなければならない。
- 6) 障がい者のための仕事の統計上の数は、規則と管理を強化した事によって申し分のないものとなり、草の根レベルでの統計上のアカウントを確立して、より科学的で正確な統計データを提供するために、e-data の作成を進める事が必要である。
- 7) 情報へのアクセスのための標準的な技術を頑張って開発する必要がある。情報の利用し易さへの計画と、実施に対する研究と普及についての評価が行われるべきである。

## 9. 組織の構築 (Organization Building)

強い組織を持つ事と障がい者にとって条件が適切である仕事を提供する事は、仕事の成功を保障するための重要な制度である。課題と指針は次の如くである。

障がい者の就労に対する競争力とサービス能力を高める必要がある。種々の障がいのカテゴリーに対して、密接する特別な協会を開発し提供する必要がある。障がい者の仕事をサポートするために、一般の人々は、障がい者の補助のためのボランティアを行わなければならない。一体的なサービスの便宜が、障がい者にサービスを提供するための状況を創り出す事で促進されなければならない。具体的な主要政策は以下の様である。

- 1) 郡・町・地域レベルの障がい者連盟の構築の完成のために、機構の拡大と能力の強化や能率の向上が

実施されたが、これらは、草の根レベルの障がい者連盟の力強い発展と、その障がい者連盟の発展に向けた、州の障がい者協議会や作業委員会が強く意見した事の両方の結果である。障がい者の組織は、地域住民や村の委員会あるいは政府機関と企業の障がい者の組織の完全なネットワークによって構築されなければならない。

- 2) 障がいの有る労働者は、様々な方法を通して訓練され、養成される必要がある。障がい者の労働者のための倫理規約（裁判のための手段として）が真剣に実行され、障がい者連盟のスタッフに対する国家的訓練プログラム（2006-2010）が、障がいの有る労働者のための包括的なサービスを行えるように、基準となる倫理を高める目的で計画された。障がいを持つ労働者の条件として、良心を持って、高い効率と競争力そして人道主義による長続きするモラル、誠実さ、サービスと献身を養う必要がある。
- 3) 様々なカテゴリーの障がい者の特別な協会を設立し、中国障がい者協会と一致協力して改善を進めるべきである。それらは、サービスを供給し利益を守り、草の根レベルで彼らの生活を豊かにするような申し立てをする役割を演じなければならない。
- 4) 国民が動員され、障がい者の仕事をサポートし、文化的な側面や技術や法的な支援によりボランティア・サービスを提供する仕事をする組織を構築しなければならない。
- 5) 選考と表彰を、「第4回国家自己改善モデル」、「障がい者支援の個人の国家的モデル」、「障がい者支援の団体の国家的モデル」、「障がい者の家族」、「障がい者連盟の労働者の国家的モデル」に対して実施しなければならない。
- 6) 障がい者の証明書は、注意深く検証され、発行されて、管理される必要がある。
- 7) 障がい者の一体化したサービス施設を増やすべきであり、サービスが改善される必要がある。既に使用されている施設は、機能が改善され、リハビリテーション訓練や職業訓練、雇用相談、スポーツやレクリエーション活動に関して完全実施を始めるべきである。この種の施設以外の場所では、専門的な施設の適切な規模と、基本的で標準以上のサービスを構築する条件を創り出さなければならない。中央政府の部局は、中央および西部地域の貧困地帯の適切なレベルの施設の建設のために補助金を支給しなければならない。
- 8) 「第2回障がいに関する全国調査」を実施する必要がある。障がい者の仕事に関する理論的研究を強化するべきである。障がい者のための基盤は、彼らの仕事をサポートするための多くの社会資源として選ばれた役割に基づいて行動する人達である。国際間の交流と協力を強化し、障がい者の権利だけでなく、他の国際的な仕事と、障がい者に関する活動についての国連条約の定式化に参加するように努力する事が必要である。また人権保護における中国の成果を示すために、国際社会に向けて広報を増やすべきである。

障がい者に対する仕事は、洗練されて進歩的であり、崇高な目標があるものだ。それは、人権保護の一部を構成するものであり、また中国の特徴である社会主義を構築する努力の全てに関係するものである。障がい者に関する仕事を加速する事は、調和のとれた社会主義社会が本来持っている要求を構築するだけでなく、全てのレベルの社会全体を覆っている、政府がのがれる事が出来ない責務である。この作業プログラムの実行については、州の評議会の障がい者のための運営委員会が、実施のガイドラインを策定する事と密接に関連する部署を創設することになるだろう。地方は、ここで開発された作業プログラムと、これを実施するガイドラインとに一致する補助等、作業プログラムにおける目標の達成を確実にする効果的な方法を開始する事に成るであろう。